

平田村産業振興施設等建設工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、平田村が平田村産業振興施設等建設工事設計業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、平田村の特色を生かした魅力ある交流拠点の施設を具現化できる能力を持つ設計者を選定するために、必要な事項を定める。

1. 目的

本村観光交流の拠点となっている蓬田岳森林公園（ジュピアランドひらた）内に全天候型野外ステージ併設型又は一体型の多目的施設を建設することで、交流人口の創出と観光集客の回復、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2. 募集する業務委託の概要

(1) 業務名称

平田村産業振興施設等建設工事設計業務委託(以下「本設計業務」という。)

(2) 業務内容

別添「平田村産業振興施設等建設工事の概要書」（以下「概要書」という。）の内容に基づき、業務を実施するものとする。

(3) 業務期間（予定）

基本設計 令和6年8月下旬（契約締結の日） ～ 令和6年10月中旬

(4) 支払条件

平田村財務規則による。

(5) 契約の保証

金銭的保証(契約金額の10分の1)。なお、平田村財務規則第97条に規定する事項に該当する場合は免除する。

3. 応募資格者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

(4) 令和5・6年度平田村入札参加資格者名簿に、登録種別が「建築コンサルタント」で登録されている者であること。

(5) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている設計事務所の本社若しくは支店を、福島県内に有していること。

(6) 元請けとして同種・類似施設の新築・改築の設計業務の設計実績を有すること。

同種施設	ア. 全天候型野外ステージ
類似施設	イ. 公園施設 ウ. 概要書3. (2)に該当する施設

※平成22年4月以降に竣工又は設計完了したもの

- (7) 本設計業務の管理技術者となる者が、一級建築士の資格を有し、設計事務所と参加申込書の受付日から起算して過去1か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (8) 本設計業務の管理技術者となる者は、(6)の設計実績があること。
- (9) 「概要書」で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び平田村の指示に柔軟に対応できること。
- (10) 参加申込書の提出日現在で平田村の指名停止措置を受けていないこと。なお、参加申込書の提出日から契約締結までの間に、平田村から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

4. 選定スケジュール

(1) 公募開始	令和6年 6月 3日(月)	
(2) 参加申込書の提出及び資料の貸与	令和6年 6月12日(水)	締切
(3) 質問受付	令和6年 6月14日(金)	締切
(4) 質問回答	令和6年 6月18日(火)	予定
(5) 1次審査書類の提出期限	令和6年 7月17日(水)	締切
(6) 1次審査の結果通知	令和6年 7月26日(金)	予定
(7) 2次審査による選考	令和6年 8月 5日(月)	予定
(8) 選定結果通知	令和6年 8月19日(月)	予定

5. 提出書類

①参加申込書(様式1)	1部
②借用書兼誓約書(様式2)	1部
③審査書類提出届(様式3)	1部
④事務所の概要(様式4)	7部
⑤事務所の業務実績(様式5)	7部
※契約実績を証明する書類は1部	
⑥協力事務所の内容等(様式6)	7部
※協力事務所がある場合	
⑦配置予定者の業務実績(様式7)	7部
※契約実績・雇用関係を証明する書類、資格者証(写)は1部	
⑧技術提案書(様式8)	7部
⑨設計業務見積書(様式9)	7部
※別紙により基本設計金額の内訳を記載すること。(任意様式)	
⑩基本設計業務工程表(任意様式)	7部

6. 参加申込書の提出及び資料の貸与

- (1) 提出期限

令和6年6月12日(水) 17:00まで。

(2) 参加申込書、及び資料貸与にかかる書類の提出

参加申込書等を提出する前日までに、「14. 事務局」まで来庁日時を電話連絡し、前記「5. 提出書類」①参加申込書(様式1)と②借用書兼誓約書(様式2)を持参すること。書類提出時に、様式1について事務局で確認し、前記「3. 応募資格者」に該当する事業者である場合に、資料(CD-R)の貸与若しくは閲覧パスワードを付与する。

7. 質問受付期間及び回答

本実施要領及び概要書等に関し、不明な点がある場合は「質問書(様式10)」を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年6月14日(金) 17:00まで。

(2) 提出方法

「質問書(様式10)」を下記(4)送信先に記載のメールアドレス宛てに電子メールにより提出し、この送信後必ず「14. 事務局」へ電話連絡をすること。

(3) 回答方法

提出された質問の回答は、令和6年6月18日(火)に質問者名をふせて、全質問の回答を集約したものを参加申込書の提出者全員に電子メールで送信する。

(4) 送信先

「14. 事務局(提出・問い合わせ先)」参照

※メールの題名は「(質問)平田村産業振興施設等設計業務について」とする。

8. 技術提案書(様式8)の作成及び記載上の留意事項

本プロポーザルは、魅力ある交流拠点施設を具現化できる能力を持つ設計者を選定するためのものであり、具体的な内容の作成(詳細なパース図等)は求めない。

「概要書」を踏まえ、以下の点に留意して様式8(A3横)3枚以内(片面、カラー印刷可)で提案すること。

(1) 提案事項について

- ・ 業務の実施方針
- ・ 全天候型野外ステージ併設型又は一体型多目的施設のゾーニング図
- ・ 配置計画及び平面計画のイメージ図
- ・ その他の提案事項

※建築物は、蓬田岳(芝桜園)を見渡せる向きとし、客席等の周辺整備は技術提案に含めない。

(2) 安全確保や配置計画について

- ・ 園内(対象施設付近)

(3) 「概要書」の「2(10)工事費」に記載した予定上限額に適合させるための建設費や設備、材料選定等に係るランニングコストの低減に対する提案、工程期間の短縮について。

- (4) 敷地の利用に関する提案、環境対策に関する提案、空間構成の考え方、整備に取り入れたい新しい発想など、特に重視する設計上の工夫事項について。
- (5) 工事期間中の安全への配慮、近隣生活者や施設利用者への騒音等の配慮について。

9. 1次審査書類の提出

(1) 提出期限

令和6年7月17日(水) 17:00まで。

応募は、事業者1者につき1提案とし、「5. 提出書類 ③1次審査書類提出届(様式3)～ ⑩基本設計業務工程表(任意様式)」と、「6. 参加申込書の提出及び資料の貸与」により受領したCD-R等を「14. 事務局」へ持参又は郵送(必着)する。

※郵送の場合は、提出した旨を「14. 事務局」まで電話連絡し、到達確認をすること。

10. 事業者の選定

事業者の選定については、以下の手順により実施する。

(1) 1次審査(書類選考)

1次審査では事業者が提出した書類を審査する。参加資格を有する事業者が多い場合は、2次審査対象者として上位3者～5者程度を選定する。

結果通知は、令和6年7月26日(金)に1次審査書類を提出した全事業者に、書面及び電子メールで行う。

(2) 2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

①実施日時・場所

令和6年8月5日(月) 平田村役場 第2会議室

なお、別途正式決定し、書面及び電子メールで通知する。

②実施時間

1事業者につき30分以内(プレゼンテーション15分、ヒアリング15分以内とする。)

③その他

- ・プレゼンテーションは、本業務に直接携わる管理技術者を含み、出席者数は4名以内とする。
- ・プロジェクター及びスクリーンは事務局が用意する。なお、プロジェクター(リコー社製 PJ-WX4141)とパソコンとの接続は、HDMI またはミニD-Sub 15pinで行う。
- ・プレゼンテーションは、提出された書類をもとに行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

(3) 選定方法

審査では、評価基準をもとに総合的に評価・審査し、2次審査で最高得点を得た者を本設計業務の候補者として選定する。

※プロポーザルの評価基準及び配点については別添の「プロポーザル審査について」を参照すること。

(4) 結果の通知

審査結果は、2次審査を行った全事業者に書面及び電子メールで令和6年8月19日（月）に通知する。

11. 契約の締結

- (1) 「10. 事業者の選定」により本業務委託の候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。

なお、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は平田村から業務委託契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

- (2) 契約の締結時には、別添の「平田村産業振興施設等建設工事設計業務委託仕様書」に基づいた設計業務の内訳明細書（詳細を記したもの）を提出すること。

12. 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 資格要件を満たさない者が書類を提出した場合
- (3) 提出書類が「概要書」に示された条件に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) その他、村長が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

13. その他留意事項

- (1) 参加申込書の提出以降に辞退する場合は、辞退届（A4判任意様式）を提出すること。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (4) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 技術提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された技術提案書等の著作権は、平田村に帰属するものとする。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、平田村情報公開条例（平成9年条例第1号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (9) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (10) 参加者は、平田村財務規則等を熟読し、その内容を十分に承知した上で参加すること。なお、契約に係る例規等については以下（村ホームページ）で確認すること。
https://www1.g-reiki.net/vill.hirata.fukushima/reiki_honbun/c570RG00000296.html
- (11) 参加申込者が1者のみの場合は、書類選考、ヒアリングを行った上で、本業務委託を受託するにあたり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し選定する。
- (12) 設計業務委託仕様書に記載の内容については、業務を進めていく上で、軽微な変更を行う場合がある。

- (13) 現地説明会は開催しない。なお、独自に現地調査を行う場合は、現地視察前日までに事務局に日時を電子メールで通知し、施設利用者に迷惑がかからないよう十分配慮し調査すること。
- (14) 知的財産推進計画2023を参照すること。
chizaikeikaku_kouteihyo2023.pdf (kantei.go.jp)

14. 事務局(提出・問い合わせ先)

〒963-8292 石川郡平田村大字永田字切田116

平田村役場 企画商工課 商工観光係

TEL:0247-55-3115 FAX:0247-55-3513

E-mail:kikakushoukou@vill.hirata.fukushima.jp